

堺市監査委員公表第29号

包括外部監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月23日

堺市監査委員 木村正明
同 小杉茂雄

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	包括外部監査
監査の実施期間	平成21年7月16日～平成22年3月31日
措置を講じた部局等	健康福祉局生活福祉部生活援護管理課
事項（指摘事項、意見等）	措置内容
第5 生活保護費の支給手続 2. 窓口での現金受渡し（指摘）【50ページ】	
<p>被保護者に対しては、必ず支給額の現物に間違いがないことを直ちに確認するように口頭にて伝えており、特に現在までに支給額の現物の過不足等で問題となったことはないとのことである。</p> <p>しかし、書面上に受領者本人が受領印を押印することには、正確な金額が支払われたことを客観的に証明する意味があるため、受領者本人が押印することは必須である。つまり、支給者である市の担当者が押印すると、受領印が本来の効果を有さないこととなる。</p> <p>確かに、被保護者が他の被保護者の支給額が見えてしまうことには問題がある。また、臨時払いを行う際に使用されている『支給明細書』（1名への支給につき、A4の書面1枚）を作成し、受領者本人が受領印を押印することとした場合には、相当の量の書類がアウトプットされるため、資源面や資料の保管面からすると最適な対応であるとも判断し難い。</p> <p>そのためには、上記指摘事項を踏まえて窓口支給件数を極力抑えることに努め、受領者本人が押印するように対応する必要がある。</p> <p>なお、それでも実務的に対応が困難である場合には、例えば従来の受領書を利用しつつ、他の被保護者の内容は見えないようにすることで対応を図ること等も考えられる。</p>	<p>窓口支給対象者については、生活保護費の受領書を1名につき1枚作成し、受領者本人が押印できる帳票を平成23年5月に作成しました。平成23年7月窓口支給分より使用してまいります。</p>
第11 終了手続について 2. 法第80条による返納免除について（指摘）【131ページ】	
<p>1) 免除理由の記載がないケースや2) 十分な検討が求められるケースのような事例が見受けられたが、最終的な免除の判断についての妥当性に疑問があると考えられる。</p> <p>なお、1) の事例に関連し、同事例ではなかったものの、もし生活保護廃止時に、将来に収入充当を予定していた残額がある場合に、それを法第80条等にて免除するかどうかについては、回収に関する実務的な困難性もあるが、他の自治体における取扱も参考にしながら、慎重に判断する必要がある。</p> <p>また、2) のような事例に関しては、今後は、可能な限り客観的なガイドライン（免除時期や金額基準等が考えられる）を設け、統一的な運用が出来るよう検討すべきである。</p>	<p>生活保護法第80条（返還免除）の適用基準を定め、平成23年3月14日付で各区に通知しました。</p>